

PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(令和2年度)

令和2年6月
石川県中能登町

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
中能登町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに中能登町営住宅指定管理等事業	事業契約締結日（令和3年度中予定）から令和22年度中（予定） ただし、余剰地活用業務については、町営住宅の供用開始時期又は用地の定期借地権設定完了後3年以内（予定）	事業者は、以下の町営住宅整備業務、余剰地活用業務及び町営住宅管理業務等を実施する。 ・町営住宅建替業務 ・入居者移転支援業務 ・余剰地活用業務（付帯事業） ・町営住宅指定管理業務 ・その他	石川県鹿島郡 中能登町井田地内	令和2年9月頃（予定）

※ この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号）第15条第1項の規定により、実施方針の策定の見通しについて公表します。